

令和 6 年 月 日

(あて先) 上越市長 中川 幹太

住所
商号又は名称
代表者名

直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務
公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申し込みます。
また、下記事項に相違ないことを誓います。

記

- ・ 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は物品入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ・ 上越市建設工事請負業者指名停止措置要領又は上越市物品調達等業者指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- ・ 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること
- ・ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- ・ 本プロポーザルにおける提出資料及び情報について、市が情報提供や情報公開を行う場合には、別紙のとおり取り扱うことに同意する者であること

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-Mail

各情報の情報提供・公開一覧表

情報名		業者特定前	業者特定後		
			情報提供 (HP 掲載)	情報公開請求	
選定委員会運営要綱		○	○	○	
プロポーザル募集要領		○	○	○	
提出書類等				選定業者	非選定業者
参考 様式	公募型プロポーザル参加 申込書【様式1】		×	○	○
	公募型プロポーザル参加 資格確認通知書【様式2】		×	○	△ (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)
	企画提案書【様式3】		×	△ (委託事業の性質上、事業が開始又は完結するまでの間、時限非公開の場合あり)	△ (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)
	会社概要【様式4】		×	○	○
	類似業務実績一覧表【様式5】		×	○	○
	結果通知書【様式6】		×	○	○
	公募型プロポーザル参加 申込辞退書【様式7】		×	○	○
	プロポーザル参加指名通知書【様式8】		×	○	○
	提出意思確認書【様式9】		×	○	○
企画提案書作成要領		○	○	○	
プロポーザル審査要領		○	○	○	
審査委員名簿		×	○	○	
審査結果			△ ※選定されなかった業者名は非公表	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開)	
議事録			×	△ (評定と結び付く委員の氏名は非公開) (法人等の正当な利益を害するおそれのある情報は非公開)	

○：公開等 △ 部分公開等

- ※ 公募型プロポーザル参加資格確認通知書【様式2】、企画提案書【様式3】以外は公開を前提としており、他の様式において、公開することにより法人等の正当な利益を害するおそれのある情報がある場合は、企画提案書【様式3】に記載すること。
- ※ 業者特定後の情報公開請求時における○（公開等）、△（部分公開等）の区分では、非選定業者を含め、業者名は公開とする。また、○（公開等）の区分であっても、担当者等の氏名等、個人が識別される情報は部分公開として処理する。
- ※ 情報公開請求があった場合における法人等の情報の△（部分公開等）の取扱いについては、上越市情報公開条例に基づき、第三者意見照会を行った上で、市において判断する